

しちくほうかつ

発行 京都市紫竹地域包括支援センター TEL 495-6638
発行日 2013年 1月 5日

内	容	・地域密着型小規模多機能施設突撃訪問	1・2
		・京都市成年後見センター 体操教室紹介	3
		・「訪問看護」他とはちがう自慢のサービス	4・5
		・高齢者に多い疾患って	5
		・地域の世話人さん紫竹・待鳳学区	6
		・地域の世話人さん大宮学区	7
		・認知症学習会 認知症高齢者をどう支えていくのか	8・9
		・職員紹介「今、はまっている事」	10

座談会 いま注目の的(まと)“地域密着型 小規模多機能施設”突撃訪問

■ ガーデンハウス西賀茂

センター長 万木 陽介(ゆるぎ ようすけ)さん

■ 地域密着型総合ケアセンターきたおおじ

スタッフリーダー 片山 大海(かたやま ひろみ)さん

■ 聞き手:京都市紫竹地域包括支援センター

センター長 小畠 智子(こばた ともこ)



小規模多機能施設って、どのような施設かご存知でしょうか?教科書的に言いますと、お年寄りが住み慣れた地域を離れずに介護が受けられるよう支援することが主目的とされ、「通い」「訪問」「宿泊」の3つがワンセット提供される施設ということになっています。利用料金は介護度に応じた定額制です。

ここまで何となくわかるのですが、実際施設ではどのようなサービスを提供されているのか分からぬ人が多いのではないでしょうか?

そこで今回は、当圏域にあります小規模多機能施設に寄せていただきじっくりお話しを伺うことにいたしました。

小畠 まずはそれぞれの立場から、小規模多機能施設とはどのような施設か教えて頂けますか?

万木 小規模多機能施設は、「通い」「訪問」「宿泊」の3つがワンセットで提供でき、それぞれのサービスに同じ職員が関わることができるところが特徴です。また、時間にとらわれず利用できるのも特徴です。例えば、デイサービスでしたら、「7時間は滞在してもらわなければ」などの制約がありますが、小規模多機能施設の場合は、3時間でも6時間でも利用時間は自由です。西賀茂のご利用者さんの中には、夕方16:00に来られ夕食を食べ19:00に帰られる方もおられます。

片山 特徴は、先程万木さんが言われたとおりですが、利用者さんの側からすると、それぞれのサービスに同じ職員が対応できるのがいいみたいですね。例えば、「ご自宅を訪問させていただく」「訪問」「通い」「宿泊」の場面でも同じ職員が対応させていただくことができる」というような具合です。一般的な在宅サービスではこういうことはないですね。

先日こんなケースがあつたんです。なかなか介護サービスを受け入れて頂けない方の利用依頼があつたんですね。本人はサービスいらないと言われていましたが、放つておけない状況だったんです。よくありますよね。そこで最初

は、訪問してチャイムを鳴らしては怒られる毎日だったんですが、少しずつ受け入れられ、自宅に上げてもらひヘルパーとして服薬確認をさせて頂けるようになりました。

その後、食事を運ばせて頂けるようになり、最終的には、機嫌良く施設へ来てお風呂に入っていただけるようになりました。ご本人にとっては、「知り合いの人がいて良かった」という感じみたいですね。

小畠 なるほど。小規模多機能施設って、そんな使い方ができるんですね。では、それぞれ施設によって特徴があると思うんですが、その特徴や売りを教えてください。

万木 うちの施設では、家庭的な雰囲気を大切にしています。建物は築50年以上の日本家屋の民家をお借りして運営しています。民家には大きな中庭もあり、こたつに入りながら庭を眺めることができます。一緒に買物へ行ったり食事を作ったりという取り組みを行っています。年に数回ですが、職人に来てもらい、目の前で天ぷらを揚げて食べてもらうということもあります。また、外出も多く取り入れています。嵐山、大原、琵琶湖、音楽ホール、植物園などへ出かけています。

片山 うちの施設の売りですか?スタッフが若くて元気なことかな(笑)。んー。バリアフリーで車椅子の方でも利用できるところでしょうか。ここが、万木さんとこの民家とちがうところですね。その他、うちの施設は複合型施設ということで、同じ建物に特養、サービス付高齢者住宅があるんですね。高齢者住宅にお住まいの方が、通いのサービスを気軽に使うこともできます。

小畠 小規模多機能施設ならではの苦労やむずかしさってありますか?

万木 「通い」サービスのため朝お迎えに行ったら、ご本人が自宅にいらっしゃらなかつたということが何度かありました。ひとりで外出されて帰れなくなられたみたいです。この場合、2回行方が分からなくなりましたが、2回とも無事発見され大事に至りませんでした。

ただこの方ではありませんが、未だ行方不明の方もあります。小規模多機能施設は、「介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で生活を継続できるように」というのがひとつの売りになっていますので、どうしても行方不明リスクの高い認知症高齢者の利用者が多い傾向にあります。こういったところの対策はむずかしいですね。

片山 オープンしたての悩みかもしれません、「訪問」の利用者は多いんですが「通い」の利用者が少ないんです。しかも、同じ施設内のサービス付高齢者住宅で生活されている方の利用が多いので、レクリエーションなどの時に時間が空いてしまうと、帰られてしまうんですね。しかもみんな連れだって。ちょっとさみしくなってしまいますね。

もうひとつは、「訪問」に時間がかかりすぎてしまうことでしょうか。先ほど冒頭で、「訪問」から「通い」へつなげたエピソードを紹介させていただきましたように、最初は「通い」に来ていただこうということで、「訪問」に力を入れて頑張ってしまうんです。

ご本人や家族のことを考えると、スタッフも一生懸命になりすぎるのかもしれません、やはり放つておけないこともあるんですね。今は当施設の利用登録者が少ないので、何とか運営できていますが、今後利用登録者が増えてきたら同じような対応ができるかがちょっと心配です。

小畠 万木さんと片山さんはお忙しいでしょうからあまり2人で意見交換する機会はないでしょう?この場でお互いに聞きたいことはありませんか?

片山 あります。利用者さんのお風呂の回数とかどうされてますか?(利用料は月単位の定額報酬で、利用回数など特に定めがないため)

万木 毎日入浴されている方もありますが、ひとつの目安として週3回以上の入浴、入浴一覧表などを作つて管理しています。同法人のデイサービスの場合、毎回利用者やご家族さん宛に連絡ノートを記入したりなどの業務があるので大体入浴は午前中に限られるのですが、小規模多機能施設でも記録はありますが、デイサービスと比べると午前、午後いずれの時間でも入浴が可能です。

片山 先程、行方不明になられた方のお話しがありましたが、どのように対応されていますか?

万木 マニュアルを作成して対応しています。あらかじめ同意を取つておくことや、どのような情報をどこへ連絡するのかというような手順を示したものがあります。あとは、行方不明になられた方を知つている人には探しに出でもらうようにしています。

その他、ここの生活圏域では、メールやファックスなどで情報共有する仕組みがありますので、そんな時は地域包括支援センターへも協力をお願いしています。

小畠 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)で利用者さんを支援する場合、いくつかサービス事業所が関わっていることが多いので、困難なケースで悩んだ場合いろいろ相談ができますよね。しかし小規模多機能施設のケ

アマネジャーの場合、同じ施設の職員のみで構成されることになりますので孤独になつてしまうんではないかと思うんですね。その辺りはどうでしょうか?

万木 まず、受け持ち人数が25名までなので、居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんより集中して取り組めるということはあります。医療系サービスを使う時などは少し悩むかなあ。でも私も現場に入りますので、ケアプランを立てながら利用者さんの様子が見れるというのも良いところだと思います。質問は孤独ではということですね。ひとつ。孤独というよりは、何か物足りないものがあるかなあという感じですかねえ。

自分自身が利用者さんと同じ家族のような感じになり、いなくなるとさみしくなることがありますね(笑)。ケースなどで困った時は、同じ法人に居宅介護支援事業所や、小規模多機能施設が3ヶ所ありますので、そこへ相談することが多いです。

片山 私は、孤独というより「怖い」感じがします(笑)。施設がオーブンしたばかりということもあって、周りの人がいろいろ心配してくれるんです。これは本当にありがたいことなんです。私は他の小規模多機能施設ではどんなことをされているのか見てみたいなあと思っています。

一応月1回、小規模部会っていうのがありますて、他の小規模多機能施設の方々とそこで意見交換させていただいたりしているのですが、やっぱり時間が限られているので、なかなか思うようなことが聞けないんですね。

万木さんのところへ電話して相談しようと思うことが何度かあつたんですが、「忙しくされているだうしこんなことで電話していいのかなあ」なんて思うこともありました。

万木 いつでもかけて(笑)

片山 北区には3ヶ所の小規模多機能施設があるんですが、その3ヶ所で連絡のやりとりができたらいいなあって思っています。

小畠 最後に、今後小規模多機能施設について何か希望はありますか?

万木 実は利用者さんで、担当圏域を越えて利用している方があります。もう少し小規模多機能施設が増えてほしいと思います。また、地域の小規模多機能同士での交流ができたらいいですね。

片山 地域の力に助けられているなあと感じているところがあります。私たちも、地域へ出て施設内などを発信しみなさん理解していただけるよう努力していきたいと思っています。

座談会をおえて

百聞は一見にしかず。みなさんも是非一度訪問してみてください。ゆつたりした時間の流れにこころ癒されます。

お話しをお聞きし「たいへんけどやりがいのある仕事」をイキイキと語られる2人の姿がステキでした。認知症の方を地域の中で支える大切な施設の活躍を期待しています。

京都市成年後見支援センターをご利用ください



○成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどのため、判断能力が十分でない方の契約行為や財産管理等を援助する者(成年後見人等)を選任することで本人を保護し支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、本人や親族等の申立てにより本人にどの程度の支援が必要であるかを家庭裁判所が判断し、支援する度合いの多い順に「後見」「保佐」「補助」の区分で審判が下され、成年後見人等が選任されます。任意後見制度は、将来、判断能力が低下したときに備え、あらかじめ本人が支援してくれる人(任意後見人)や支援してもらう内容を契約により定めておく制度で、本人の判断能力が低下したときに本人や親族等の申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され後見業務が開始されます。

○成年後見人の職務とは？

成年後見人は、本人の意思を尊重するとともに本人の心身や生活状況に配慮しながら、本人の預貯金や不動産を管理する「財産管理」と本人に必要な福祉サービスの利用契約等を行う「身上監護」を職務とします。法律行為に関することが職務であり、食事の世話や実際の介護等は職務ではありません。

○成年後見の申立て手続きは？

成年後見の申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に行います。申立てができる人は、本人・配偶者・四親等内の親族等に限られます。

申立てに必要な書類や費用は、家庭裁判所で入手できる「申立てセット」に詳しく記載されており、費用は原則として申立人が負担します。

○成年後見支援センターでは？

成年後見支援センターでは、本人や家族、高齢者や障がい者福祉に関わる機関等からの成年後見制度の利用に関する相談をお受けしています。「制度について詳しく知りたい」、「申立て手続きを教えてほしい」などといった場合はお気軽にご相談ください。

なお、相続が関わる場合等、より専門的な知識からの助言が必要な相談は、弁護士・司法書士・社会福祉士による専門相談をご利用いただきます。まずは、お電話ください。

相談受付電話 075-354-8815

相談受付時間 月～土曜日 午前9時～午後9時

日曜日・祝日 午前9時～午後4時30分

※毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)及び

年末年始(12/29～1/4)休み

ハッスルマッスルって知っています？ 体操教室へ ご参加ください

北区地域介護予防推進センター

北区地域介護予防推進センターでは、北区にお住いの65歳以上の方へ、介護予防の事業として、【体操】・【栄養】・【口腔】の教室を実施しています。

体操教室は、「ハッスルマッスル」という名前で『鷹峯教室』と『待鳳教室』で行っています。マット運動や筋力アップ、膝痛予防など、テーマを絞った体操クラスを設置して、参加する皆さんにあった体操を選んでいただいている。また、自宅でもトレーニング出来

るよう、イラストとチェック表を配布しています。

「最近、立ち上がるのが辛い」「長い時間歩けない」などの症状でお悩みがある方は、包括支援センターへご相談いただき、体操教室にご参加ください。

待鳳教室には、『ひばりサロン』も併設しており、散歩の途中に“ちょっとおしゃべり”をしていただけます。簡単な飲み物や本を置いていますので、どうぞお立ち寄りください。

